

第102回東京都北区都市計画審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成30年12月13日(木)
午前10時00分～午前11時09分

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 15名

会 長 久保田 尚

委 員 北 原 理 雄 吉 原 一 彦 木佐貫 正

榎 本 はじめ 稲 垣 浩 近 藤 光 則

名 取ひであき 大 沢 たかし 本 田 正 則

薄 井 哲 夫 小 川 孝 尾 崎 眞 一

尾 花 秀 雄 齊 藤 正 美

◇ 欠席委員 3名

委 員 村 上 美奈子 鶴 蘭 利 弘 市 川 博 三

1. 開 会

(まちづくり部長)

皆さんおはようございます。定刻よりも若干早いのですが、ただいまから第102回東京都北区都市計画審議会を開催させていただきます。

2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員等の紹介を行う。

3. 出席委員数の報告

(まちづくり部長)

※18名の委員のうち、現在15名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う。

5. 会長・副会長の選出

(まちづくり部長)

※東京都北区都市計画審議会条例第四条に基づき、同審議会委員の互選によって、会長・副会長の選出を行う。

6. 議 事

(会長)

それでは、早速始めたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、先ほど事務局からご報告がありましたけれども、本日の会議は有効に成立しておりますので、始めたいと思います。

では、議事に入ります。その前に、この審議会は原則公開でございます。傍聴希望の方がいらしたら、入場をよろしく申し上げます。

◀ 傍聴者入場 ▶

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。本日の諮問事項は1件でございます。

第267号議案「東京都市計画公園の変更について（神谷公園）」（北区決定）でございます。まず、事務局から説明をよろしく申し上げます。

(都市計画課長)

それでは、第267号議案について、ご説明申し上げます。

お手元の資料2になります。資料2の表題第267号議案「東京都市計画公園の変更について(神谷公園)」(北区決定)に関する資料をご用意いただきたいと思っております。A4判、縦のつづりとなっております。

(会長)

どうぞ着座にてご説明ください。

(都市計画課長)

ありがとうございます。では、着席にて失礼いたします。

では、資料2、1ページ目をまずご覧ください。11月15日付当審議会への区長からの諮問文となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。概要書となっております。「東京都市計画公園の変更について」と表題がございます。

1番、都市計画の種類及び名称についてでございます。東京都市計画公園 北第2・2・18号神谷公園となっております。

位置については記載のとおりです。

続きます3、4、5につきましては、後ほど別紙にてご説明をさせていただきます。

6、これまでの経過と今後の予定でございます。本年9月14日、東京都知事宛協議を行いました。都知事からの回答につきましては、後ほどお示しします。

引き続きまして、11月6日、案の公告を行いまして、翌7日から20日までが縦覧期間となりました。縦覧期間初日の7日に地元での説明会を開催いたしました。本日、本審議会にお諮りして、答申いただけましたならば、来年平成31年1月の下旬に都市計画の変更の告示を予定してございます。

続きまして、3ページをご覧ください。東京都市計画の変更(北区決定)とのタイトルがございます。

東京都市計画公園中第20号神谷公園を次のように変更するという事で、表題になってございます。

本公園につきましては、直近の都市計画の変更が昭和38年ということで、今回の都市計画法を施行後初めての変更となります。面積の増加以外に種別や番号が変更となるものです。

また、位置につきましても、住居表示実施前の位置ということで表示されてございますが、これも現在の表示に変更するという事で、記載となっております。

なお、番号につきまして、北は北区をお示ししてございます。初めの2については区分ということで、街区公園ということをお示ししてございます。次の2が規模を示してございまして、2については1ha未満を意味してございます。最後の18は北区内での通し番号となっております。北の第2・2・18号ということで、今回番号変更となります。

以下理由、新旧対照表変更概要につきましては、お示しのとおりでございます。

続きまして、4ページ目の総括図でございます。A3判、折り込んでおります。

本神谷公園の北区内での位置をお示ししてございます。赤く丸囲み、引き出し線でお示しをしておりますとおり、赤羽地区の東側に位置する部分となっております。

続きまして、5ページ目、計画図となります。縮尺、2,500分の1でのお示しとなっております。現神谷小学校北側に隣接しまして、黄色に着色しました現在の公園区域、こちらを削除いたしまして、現在神谷中学校の敷地となっております部分、その北側の区域、赤で着色した区域を新たに追加して公園区域とするものであり、緑で囲まれた部分、

赤と同じでございますが、計画の変更区域ということでございます。赤い部分、約4haとなっております。

続きまして、6ページ目に都市計画の案の理由書となっております。

上段の部分、現在の北区の都市計画マスタープランにおきまして、当該地の位置します赤羽東地域では工場、住宅団地の建て替えなどにあわせ、公園・緑地の整備を進めるとともに、北運動公園一帯、荒川河川敷等の避難ルートの確保などにより防災性を高めることとしてございます。

また、中段の部分、今回、小中一貫校の建設を契機といたしまして、形状、配置の変更を検討いたしました。面積増とともに、接道状況の向上、また隣接する小中一貫校との一体的な運用などによりまして、公園としての利便性、また防災機能の向上を図ろうとするものでございます。こうした見地より、都市計画の変更を行おうとするものでございます。

続きまして、7ページ目でございます。資料をお送りした段階では、縦覧期間前ということで、都市計画の案に対する意見書の要旨ということになります。こちらにつきましては、本日お配りしてございます4ページの追加資料に記載がでございます。11月20日までの縦覧期間に提出された意見書、5通、5名でございました。

では、本日の追加資料となります、A4判の横、4ページ立てのもの、表題が「都市計画の案に対する意見書の要旨と見解」というもの、こちらをご覧ください。

意見書の内容といたしましては、賛成意見に関するものはございませんでした。反対意見に関するものが4通、4名の方より、その他の意見に関するものが1通、1名の方より寄せられてございます。

それでは、主なものを紹介させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。公園の機能に関することといたしまして、現公園位置から移設をすると、憩いや防災機能が低下し、周辺環境が悪化するといったもの。

また続く2ページ目に入ったところでは、現在慰霊碑が設置されてございます歴史ある公園の保存を求めるとのご意見です。

あわせまして、区の見解といたしましては、若干ですが面積が増となるということ、施設の更新や接道状況の向上による利便性の向上、さらに災害時においては隣接する小中一貫校との一体的な運用などによりまして、防災機能についても向上するというところで考えてございます。また、現公園区域につきましても、新設学校が建設され、避難所となるとともに、学校におけるオープンスペースや校舎が耐火建築物となることにより、防災性は向上するというように考えてございます。

また、ご指摘のありました慰霊碑につきましても、学校敷地内となりますが、現在地に引き続き存置する計画となっているということで、見解としてまとめさせていただきました。

では、2ページの部分をお願いいたします。2ページ目の中段部分、2といたしまして、公園の配置に関することとでございます。公園の移設は歩いて5分程度、半径250mの利用圏域に1カ所という公園整備の趣旨に反する、また町会に一つは公園を計画してほしいとのご意見でございます。

見解としましては、北区におきましては1人当たり5㎡の公園整備を目指してございまして、今回若干ですが面積増によりまして充実が図られる。また、徒歩での誘致距離につきましても、都市計画の運用指針では1kmとされております。今回、移動距離はその範囲内にとどまっております、引き続き公園等の適正配置に考慮しました整備・拡張などに努めてまいりたいと考えてございます。

なお、調査をいたしました今回の変更により半径250mの誘致圏外となる住民の方の数、現在の誘致圏内の方、約4,600名の中で1,200名の方が誘致圏外となるということでございます。逆に移動したことにより誘致圏内となる住民の方の数は約800名

ということで、人数の把握をさせていただきました。

次に、下の段、3、住民意見の反映に関することでございます。

今回の計画は学校用地の確保のみから計画され、近隣住民の声が全く反映されていないとのご意見につきましては、区といたしましては、地域の皆様等もメンバーといたしまして、小中一貫校の建設を契機とした施設配置などに関する協議を進めてまいりました。本年3月には北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想が策定をされました。その後も地域の皆様が参加したワークショップ等が開催されておりまして、一定のご理解、ご協力が得られているものと考えてございます。

続きまして、3ページ以降、その他の意見ということでまとめさせていただきます。

公園及び周辺の計画・整備・運用に関することのご意見が寄せられてございます。

具体的な整備計画等を今後具体化しますので、そういった中で庁内連携も深めまして、十分に意を用いてまいりたいということで考えてございます。

続きまして、4ページの部分、本審議会での丁寧な議論をしていただきたい。また、新たな公園の不足区域への対応をしてほしいということでございます。今回、こういった形で見解、説明会の内容等もお示ししながら審議をしていただくということ、また新たな公園不足区域への対応につきましては、引き続き土地利用転換等にあわせて取り組みを進めたいということで見解をお示しをさせていただきます。

以上が都市計画法第17条の規定に基づきます意見書の要旨と区の見解となっております。

では、引き続きまして、元の資料の2にお戻りいただきたいと思います。

8ページ目でございます。こちらが先ほど経過でお話いたしました東京都との協議の結果の通知ということでございます。10月17日付で特に意見はないということでの通知をいただいております。

続きまして、9ページ目、A3判、折り込みの資料となっております。こちらが現況の写真でございます。下地となっております地図、神谷公園周辺の地図でございます。こちらに矢印の方向から撮影したものについて、番号順にお示しをさせていただきます。また、地図、左上の部分、番号がついていない写真は、航空写真ということで、上空からの状況もお示しをさせていただきます。写真の番号、1から3までが新たに公園区域に予定をしております場所、現在は中学校の校舎が建っているということの状況をお示しをさせていただきます。

続きまして、4から6番まで、こちらが中学校の周辺道路状況、こちらを東側、南側、西側の順に掲載をさせていただきます。

続きまして、左側の部分、下からの番号になってございますけれども、7から10番、こちらが現神谷公園の状況をお示しをさせていただきます。

続きまして、資料2の最終ページ、10ページとなります。将来の校舎との位置関係の概要を示すために、北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想の中より抜粋をさせていただきました。現在、北側にあります中学校の敷地の北側に神谷公園を移設いたしまして、体育館などがある北側の校舎と隣接をさせようということで、災害時などの一体的運用を意図してございます。

現在の公園敷地には、南側の校舎が計画されまして、現小学校の敷地、この部分が全体としてのグラウンドとして整備を図ろうとする、そういった施設配置を意図してございます。

それでは、次に本日お配りしました追加資料のうち、A4横版で5ページのもの、こちらをご覧ください。こちらは11月7日に開催しました説明会での質疑及び回答の要旨となっております。

質疑の中では、1ページ目をご覧くださいますと、都市計画の手续や状況、また変更案の中身というところまでのご質問がございました。

続きまして、2ページ目、今回の意見書の中にもご質問としてございますように、都市計画の変更にあるメリット、デメリット、また防災機能等についてのご意見をいただいたものに対する7日時点での回答の要旨となります。

3ページ目になります。3ページ目以降につきましては、新しい公園の設計、整備について、具体化する時期、また小中一貫校との連携の考え方、また意見書にもございました慰霊碑の件というようなところのご質問をいただいております。

4ページに入りまして、4ページにおいても意見書にございました住民意見の反映の部分、また250mの利用圏域の件、その後の対応についてのご質疑がございました。

5ページ、最終のページにつきましても、機能の部分、また景観の視点というようなご意見もいただいております。そういったもの、意見書となって提出された部分、また今後の計画、整備の中での反映をする部分ということでの回答もいたしながら、施策の中でも反映をしてみたいというように考えてございます。

では、最後になりますが、本日の追加資料のカラーで印刷されておりますA4の縦版のものです。表題「改築レター」とあるものをご覧ください。こちらは施設一体型小中一貫校の検討に当たりまして、ワークショップの状況につきまして、地域の皆様にお知らせしようということで、毎回ワークショップ開催後に発行されておるものでございます。

本日は最終回となりました第4回の後に発行されました第4号をお示ししてございます。1ページ目、表紙には学校の整備コンセプト、決定されたものが掲載されてございます。

見開きを開けていただきまして、2ページについては、学校の施設配置につきましての検討結果、また学校施設に対するご意見等がございまして、下の部分には新たな公園との関係についても記載をされてございまして、こういったものが今後の設計に反映されていくものと考えてございます。

引き続きまして、右側3ページでございます。引き続き検討していくことといたしまして、項目が挙げられております。下から3点目につきましては、現神谷公園の記憶が残る外構計画を工夫することが挙げられてございまして、そういった面での配慮が期待をされることとございます。

最終ページ、4ページをご覧ください。本日の夜になります、地元でのワークショップの報告会が予定されているということで、地元での意見聴取等につきましても、配慮をしながら事業を進めているという状況でございます。

第267号議案につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。ございませんでしょうか。

(委員)

いや、なかなか難しい問題が提起されまして、私としては、これは議論するのが大変難しいなと率直に思います。都市計画の論点だけでなく、学校、いわゆる小中一貫校という新しい試みが出てくるという問題、それから公園の位置も含めて、いろいろ移動がある。そうすると防災性の問題等も含めて、先ほど拝見しました参考、質疑応答要旨とか意見書等を見ましても、いろいろなご意見が出ていてというのがあります。私、もともと現在の一貫校の開設について、十分に意見が反映できているのかなというところに疑問を持ち続けていて、議論すればするほどいろいろなご意見が出てくるので、ここはなかなか難しい

なというのを率直に感じています。その中で、配付された資料の中でも、今日の審議会でしっかり議論してくださいとなっていますので、少し質疑をしたいと思います。

まず、先ほどご説明いただいた、公園から半径250m圏内の人口の変動等は、新たに1,200名が範囲外になって、800名が範囲内に入り、差引400名というところはわかりました。よくなった人のことはいいことだと思いますが、範囲外になる人の対応については、最後のところに「公園不足地域を中心に公園や児童遊園の整備・拡張などに努めてまいります」とありますが、努めてまいりますということなので、今後適地があれば公園整備ができるというように考えてもよろしいかというのをまず確認をしておきたいと思います。

(会長)

お願いします。

(都市計画課長)

公園不足区域の対応でございます。これまでも北区におきましては、緑の基本計画等で土地利用転換等の機会を見まして整備をするという規定の方針に基づきまして、一人当たり5㎡を目指してございます。現在、まだ2.78㎡ということで、道半ばではございませんので、そういった意味では機会を捉えて公園の確保をしていこうということは、変わりはありません。あとは、今回不足区域になったところで、具体的にということところは、なかなかそれぞれの民間の方の動きも含めてということになりますので、確定的にこの公園化を目指しておりますということは、はっきり申し上げられないのですが、そういった機会を捉えながら、児童遊園等も含めながら対応を図ってまいりたいということで考えてございます。

(委員)

そうしますと、公園整備については、目標との関係からいっても現状は少ないし、この地域での一人当たり5㎡確保ということからいっても、努力はできるということで、そこは積極的に図っていくということでよろしいと思うんですね。

今うんと気になっているのは、当該の学区域の子どもの数がうんと増えていると。そうすると、人口もうんと増える。当初900人台だったところが1,600人台という推計も出てきています。そうすると公園の面積も相当増やさなければならなくなる。それから、学校の施設建設上もいろいろな課題が出てきているということで、そのあたりの人口増対応という点では、学校の面、それから公園の面、両方についてかなりの努力を北区に迫られるということになるかと思うのですが、そのあたりは大丈夫ですかという質問をしておきたいと思います。

(都市計画課長)

今回の区域に限る部分であれば、新神谷公園区域、北側に道路を挟むのですけれども、北運動公園と、またその北に続きまして志茂町公園というところで、大きなエリアでいうと北区全体から見ると大きく不足している区域ではないという考え方はできるかなと思っています。また、人口増ということで、ある程度この区域において土地利用の転換が図られた結果の人口増ということもございまして、そういった土地利用転換、集合住宅の関連につきましては、指導要綱等におきまして公共的な空間の確保というのをも求めてまいるとということで、これも従来からの区の方針がございまして、そういった官だけではなく、民の力も協力をいただきながら、パブリックな空間を確保していくという取り組みは引き続き進めていきたいと考えてございまして、そういった部分、土地利用転換の

際は、ぜひ各事業者にそういった視点での協力を求めてまいりたいというように考えてございます。

(会長)

よろしいですか。どうぞ。

(委員)

学校との関係が出てきていて、このいただいた質疑応答要旨とか意見書等でも、連携が足りないのではないのかというご指摘があります。私は学校の建設計画等々でも、あるいは統合にかかわる議論等々でも、参加しづらい人たちや、意見を述べがたい人たちがいると思います。文章とか、いわゆる意見書とか、そういう形でしか意見が言えないという人たちから、いろいろと不満が出てくるという経過がずっとあるものですから、このあたりをどう拾っていくのかなというところが、非常に大事なかなと思います。その過程で一定の受け入れができるような仕組みづくりも今後必要なんじゃないかなというように考えています。特に、ここの地域は人口が急激に増えているということもありますので、そうした方々にも対応できるような仕組みづくりも、ぜひ意を用いていただきたいと思います。それから、協議の過程をもっともっと大事にする必要があるのかなというのをずっと感じていることですので、この点についてのご意見というか、区の見解をお聞きしておきたいと思います。

(会長)

お願いします。

(まちづくり部長)

ただいま委員のほうから、地域とのかかわり、それから学校とのかかわり、こういった複雑な問題等がこの都市計画決定案件の中にはあるというようなお話をいただいております。この学校の改築に当たりましては、当然地域、それから行政、それから関係機関、こうしたところが集まりまして、基本構想をつくってございます。また、学校改築に当たりましては、これまで学校改築のワークショップに当たっては、地域と、それから家庭と、それから教育現場といった範囲の方々によって構成をされていたわけですが、今回は近隣の方々とのかかわりもあったことから、近隣も入れてワークショップを進めているといったような変化もございます。また、近隣の中には大規模な工場の土地利用転換もあるというようなこともあり、まだ具体的にはなかなか示されていないわけですが、これらについても配慮をしながら、学校の改築を進めているといった面では、今回の事象については、かなり区のほうも意を用いて進めているというように考えてございます。

また、公園の不足等については、北運動公園が総合公園として、これは災害時において仮設住宅等の防災の拠点になるといった面と、それから今回公園を移設する中で、道路の配置が非常に機能的になってくるということと、それから体育館が避難所となっているということで、北運動場、それから今回変更する公園、そして体育館と一体的な取り組みによって防災性の向上も図っていくという意味では、かなり関係所管との連携を図りながら進めてきたというように区では認識をしているところでございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

防災問題等々議論したいことはあるのですが、ほかの方から先に。

(会長)

ありがとうございます。
それでは、お願いいたします。

(委員)

今、まちづくり部長からお話がありましたが、やはり私が一番思うのは、公園とグラウンドの連動の仕方というのがいろいろあるということですね。体育館等は避難施設にもなるし、校舎に関してもトイレの問題とかいろいろな問題を抱えてはいますが、すごく利用価値があるのかなと感じています。避難を考慮して、この学校内の建物の昇降口については人数に応じて検討するとありますので、なるべく昇降口は多めにしてもらったほうが、避難のことを考えたらいいのかなと思います。場所的には密集地域のところにあるので、避難場所としてはとても適切かなと思います。また、道路に面しているという点で条件はすごくいいのかなと思っております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。ご意見ということで、承りたいと思います。
どうぞ、お願いします。

(委員)

部長のご答弁、また委員のご発言がありましたけれども、前向きな観点で少しお尋ねしたいと思います。やはりこの災害に対しての備え、また生徒に対しての、児童に対しての教育環境の整備という観点で、今回のこの案件については、ぜひ積極的に推進していくべきではないかなというように考えております。

特に、この北運動場と新たにできる公園の接続、また、やはり有効利用ということで、ご案内のとおり北運動場側のところ、公園とついていますけれども、実際は正面玄関のところ小さなスペースでエントランス的な、緑地という観点でございますので、今後、これを移動することによって利用者、また近隣住民の方々の憩いとなるような部分を特段の公園整備というのをやっていただきたいなと思います。あとはこの神谷地域においては水害の可能性もありますので、地震のときも広域避難という観点で新しい公園の防災公園みたいな観点とともに、校舎も5階建てということで、垂直避難という一時的なものにはなるとは思いますけれども、そういった防災上の観点から考えましても、この配置というものは、本当に、まさに的を射たものになっているのではないかと、私は考えます。

先ほど、部長のご答弁もございましたが、特にこの北運動場と新たな公園との連携とか工夫だとか、ワークショップ等において、住民の皆様のさまざまな意見を聞きながら整備をされると思います。ですから、公園についてのワークショップというものも今後考えられているのかどうかということと、当局としての基本的なスタンス、方向性、または公園も公園ということではなくて、これからは飛鳥山にも商業施設を入れたりだとか、公園法の改正もありましたり、いろいろ憩いの場というよりも、ある意味では地域活性化のための公園づくりというものも、今後やはり方向性として具体的にになっていくと思いますので、そういう観点で、ぜひご教示いただければと思います。

(会長)

お願いします。

(土木部参事)

会長、土木部参事です。

公園の整備につきましては、今現在、小中一貫校の基本構想、これから基本計画という段階で、そちらが今、先行してございますけれども、これから新たな都市計画公園の位置が決定、告示になりました後につきましては、現在のところ2022年度からワークショップ等、意見交換のご要望を踏まえて、公園のあり方、どのようにご利用いただくかという具体的な取り組みを進めていきたいと考えてございます。方向性といたしまして、この都市計画変更のところでもございますように、住環境、また防災性の向上が当然必要になってございますので、基本計画で定めておりますメインアリーナですとか、そういった学校の施設、また北側に隣接します北運動公園、この辺との連携を十分踏まえた一体的な機能、住環境並びに防災性の向上を図っていく方針は今回の都市計画変更の案に沿った形で進めていきたいと思っております。具体的には、また新たな位置に来ますので、新たな利用形態については、近隣並びに学校の利用者、また、さらに周辺の方を含めた北運動公園を利用される方も含めて、広くご意見を伺っていききたいと思っております。

最後に、公だけでない民間の視点ということでございますけれども、今、私どもの所管といたしまして、Park-PFIのマーケットサウンディング調査を今進めているところでございます。その調査結果を踏まえて、この神谷公園のレベルですと、なかなか難しいかと思いますが、隣接する北運動公園、広い視点で考え方を踏まえ、新たな神谷公園について考えてまいりたいと思っております。

(会長)

どうぞ。

(委員)

参事からお話がありましたが、パークイノベーションということで、ぜひ期待をさせていただいております。きのう、皆様もご案内のとおり、本当に住みやすい街大賞のランキングで赤羽が3位から1位になられたということで、神谷地域も赤羽地域に隣接しておりますので、やはりスポーツ、または教育環境、それからやはり防災性の向上という部分での新たな一つの神谷地域におけるシンボリックなものになればいいのかなと思っております。この小中一貫校も北区としては初の試みでもありますので、ぜひ全庁的な部分で教育委員会とも連携を取りながら、ぜひ推進をしていただきたいとともに、私も、ぜひ応援していきたいなというように思います。

(会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

では、どうぞお願いします。

(委員)

赤羽地区町会・自治会連合会の中に、神谷連合も入っているわけですね。今日これを読ませていただいて、今までこの件に関して神谷の会長とお話ししたことがないんですよ。神谷地区の皆さんが本当にこの小中一貫校のことを知っているのか。それから公園の件でほとんどの方が知って賛成に回っているのか、反対に回っているのか。この文章だけだと、広報が足りないみたいな趣旨の質疑も結構あるみたいですが、私は小中一貫の教育環境というのは大進歩だと思っているんですね。子どもたちは小中一貫校になればより多くの勉強ができるんじゃないかな。学校と公園というのも、これは密接な関係があるような気がするんですね。狭い学校で、周りに緑も何も無いところに比べたら、公園がそばにすぐあ

るといのは、これは神谷小学校、神谷中学校にしてみれば、すこぶるいい環境になり、公園もつくっていただける。しかし、質疑の要旨の中に、広報が足りないといった意見があるので、ワークショップの数を増やすとか、その辺はできないのでしょうか。

神谷地区は全体で賛成がほとんどなのか、それとも反対派も強いのか。その辺について神谷地区の会長とも今日お会いしますので、そのときに聞いてみたいと思います。神谷地区がどのようになっていくか、神谷地区の先頭に立っている会長がどのような考えを持っているか、それから、神谷地区に住んでいる皆さんがどのように思っているかということ、第一の基本にしながら上へ積み上げていっていただかないと、もめごとがもっとも大きくはなってくるのではないかなという気がして、大変心配しています。すばらしいことなので、これはぜひそのまま、うまく完成に近づけていただければありがたいという気がいたします。以上です。

(会長)

その辺を少しお願いします。

(都市計画課長)

地元での協議状況ということで、ご質問いただきました。これまで教育委員会が主体となりまして、本施設配置等につきましてはご説明と、また、先ほど申し上げたように開校推進協議会というような場でご議論をいただいております。そういった中では、小中一貫校、神谷地区、北区初ということで、そういった部分については、多くのご賛同を得ているのかなというようには考えてございます。ただ、近隣の皆様、公園が身近であった皆様については、歩いて1分の公園が歩いて5分の公園になるという部分がございます、そういった部分、また、住環境的には緑豊かな公園が目の前にあったものが脇に行くというところもございますので、近接した皆様については、公園の移設については異論をお持ちの方もいらっしゃるかとは思いますが、地域全体の皆様としましては、新しい校舎、小中一貫となる校舎の新築ということでご賛同を得られているのかなというように受けとめてございます。

また、今回部長からもありましたように、このワークショップ、合計4回を開催しまして、本日夜には改めて報告会ということで取り組んでございますが、そういった中では近接した部分の方も入っていただくということで、新たな取り組みとしてはできているのかなということで、そういった部分のご意見もいただきながら学校の施設の配置等、また一貫校の計画等には反映をしつつということで、工夫をまいってございます。

また、広報が足りないのではないかとということもありまして、こういった改築データにつきましては、管内、町会・自治会のご協力をいただきまして、掲示板、回覧板、また、学区域の保護者の皆様にお配りしているということで、基本的には区としましては広報には努めながらも、まだまだ行き届かない方がいらっしゃるということで、説明会でのご意見等もいただいているのかなということで、当然ホームページ等にも掲載してございますけれども、なかなかホームページもご覧になれる方、なれない方がいらっしゃる、また、掲示板、回覧板もお手元にしっかり引き寄せていただけない方もいらっしゃるという部分は把握はしてございますけれども、そういった部分、極力あらゆる手段を使って広報には努めているということでございます。そういった意味で、改築レターもワークショップが終わりましたら、そのたびごとに出していくということで、なるべく地域の皆様はこの施設の開設等に向けての動きを把握していただきたいということで、取り組みは進めてございますので、そういった取り組み、今後とも引き続き続けてまいりたいというところはございます。以上です。

(委員)

ありがとうございます。何か物事を始めるときに、100%の賛同を得るなんていうのは理想で、どうしても反対の方がいらっしゃいます。だから、いかに反対の方によく説明して納得していただくかということが区の大事なお仕事ではないかなと思います。地域全体もその辺は協力して、応援に回りたいという気持ちはあります。何しろ、小中一貫校はぜひ完成というか、達成していただければありがたいなと思いますので、頑張ってください、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ほか、いかがでしょう。
どうぞ。

(委員)

全ての人が賛成するというような事業はなかなか少ないのかなというように思っております。先般行われました第4回定例会の企画総務委員会の中でも、今回、当然この小中一貫校建設に伴う体育館条例の一部を改正する条例というのが上程されまして、管内体育館がなくなるわけですから、それを残念ながら反対する会派もあったということで、一貫校に反対なのだろうなというように思っているわけです。しかし、これは稲田小学校なんかも入りますので、自分の地元のエリアの学校なので、私も含め非常に多くの方が期待していると思います。ここのところ、やはり北区としても初めての施設一体型小中一貫校を建設ということですので、今後大事な部分があるかなと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

そして、公園に関しましては、先ほど意見がありましたけれども、大きな公園と一体型の運用が将来さまざまな部分でできるということは、いろんな部分で非常に期待されるのかなというように思っております。ぜひ、いろんな地域の防災という観点から含めても、今回は本当に、ある意味で非常にうまいプランを考えていただいたかなというように、私は大変評価しております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。
じゃあ、どうぞ。

(委員)

私はそもそも一貫校がいいか、小中一貫がいいかどうか、中高一貫という動きもありますし、6・3制がいいか、悪いかという議論もありますし、今世界的にはフィンランドなどは6・3制をまねして新しい教育制度をつくってきて、世界でもトップレベルの教育水準を実現しているというようなこともあったりするものですから、それが一つだけのものではないよということはずごく大事なポイントだと思います。それから、この地域が土地利用転換の方で、子どもたちが増えてきている中で、稲田小学校の学校敷地って非常に大事になってきているなというあたりも、ちょっと私の頭の中にあるものですから、この辺はご議論させていただきたいテーマでもあるかなというところになります。

そういうところを踏まえた上で、もう少し防災上、安全上の問題を議論していただきたいというご意見もあったので、私が気になるのは、学校って公開の空地なので、非常に地域にとっては大事な場所なのですが、もう一つ、子どもたちの安全のために学校が閉鎖空間にせざるを得ない部分がありますよね。その中で、防災上、安全上の対応というか、例えば学校敷地内を通り抜けができるようにするとか、敷地内というか、そこを区切って通

り抜けができるようにすることなんかも含めて、いろいろ検討する余地はあるのではないかとこのころはあります。ただ、学校敷地、小さくするのも、子どもの数が増えるのにつらいなというところがありますので、このあたりは何がベストかという議論がもっといろいろとされなければならないのではないかなという思いがあります。時期的な問題も出てきますから、簡単ではないということを意見として、簡単ではない問題を解決していく上で、どのように地域のご意見を受けとめるか、そういったところにぜひ意を用いていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。ご意見ということで承りました。
ほか、いかがでしょうか。

(委員)

すみません、大変難しい問題かなという気もしますけれど、質問が2点ございます。1点は小中一貫校に関するワークショップがこれまで4回されたということですが、その中で公園と学校との関係について議論がどのような形でされたのかということと、それから公園整備に関するワークショップは平成34年度以降ということになっているようですが、34年度以降という理由が何かあるんでしょうかという、その2点です。

(都市計画課長)

まず、1点目です。ワークショップの中での公園との関係性というところで、今回第4回のところで公園との関係の、これがニュースの中で2ページのところが、対校舎、学校の計画における公園との関係性ということで、2ページの右の下、ご議論をいただいたというところで、これまでワークショップの中では整備のコンセプトのご議論、また、校舎の中でのお部屋の配置、また階数等のご議論をいただく中で、第4回においては学校内部だけではなくて、周辺に対しての考え方ということでご議論いただいている部分でございます。

また、引き続き検討していくというところ、3ページ目のところにつきましては、これも学校の敷地内のお話なのですが、外構につきましても元公園だったというところを意識しながら、今後引き続きご検討いただけるというところで、そういう意味では、現公園についてのご配慮、また北側に隣接していく新しい公園への関係についての意識というのは、ある程度ワークショップの中ではしていただけたのかなというように考えてございます。

また、このワークショップを受けまして、具体化してまいりますのは、区のほうで具体化をしていくということになりますので、こういったワークショップでのご意見、また本審議会でのご意見、説明会でのご意見等におきましても、公園との関係性というところは十分に意識をする部分となりますので、基本設計、実施設計を進めていく中では、将来の公園整備を意識しながらどう建物を整備していくのかというのは、一つ重要な観点ということで取り組みが進められるのかなというように考えてございます。

(土木部参事)

会長、土木部参事です。先ほどご答弁させていただきましたとおり、2022年度、平成でいいますと34年度からということでございますけれども、今、小中一貫校の基本設計が進められておりまして、今後実施設計、また解体の工事も来年度から予定をしているということがございまして、この校舎自体の具体的な整備・工事につきまして、平成32年度から2、3年かけて進めていくということがございますので、この部分を十分に見き

わめた上で公園のほうの基本設計、ワークショップ等の意見交換を進めていきたいというところでございます。ただ、上位計画であります基本計画のほうが今改定を進めてございますので、その中で改めてこのスタートの時期、公園の設計、基本設計に入る時期については、改めて前倒し等も含めて考えていきたいと思っておりますが、現時点で皆様方にもアナウンスしているのが平成34年度、2022年度ということで、まずは小中一貫校のところを固めていただいて、順番として公園という考えでございます。

しかしながら、ご質問であったとおり、公園との関係もご意見をいただいておりますので、ここについては十分踏まえて、前倒しも今後考えていきたいと思っております。

(まちづくり部長)

今、公園のスケジュールの関係についてご説明をさせていただきました。今回、神谷中学校と神谷小学校、これの改築に当たっては、居ながらを考えてございます。従いまして、小学校、それから中学校がそれぞれ動きながら、今の校舎を生かしながら進めていくと、そのスケジュールから考えますと、学校の改築がほぼ終わった段階で公園の整備に取り組んでいくということでございます。今、参事のほうから説明がありましたように、学校のしつらえが一定程度できれば、公園のほうのしつらえとの連携も図りやすいといったことから、おおむね学校の改築が終わった中で、間髪入れず整備に向けて進めていくということでございます。以上です。

(委員)

どうもありがとうございました。学校のワークショップの中で公園との関係についても、いろいろ意見が出て、検討が進んでいるということで、やはりワークショップは地域の方たちの意見を前向きに吸い上げていく上で、非常に重要な場だと思えます。ある意味では3年あけないで、今学校と公園の関係で既に議論が始まっているなら、それを引き継いでいけるようなスケジュールで公園のほうのワークショップが進むといいかな。もちろん、事業の段取りとかいろいろあると思いますが、住民の皆さんの気持ちの側から言えば、空白ができるよりは、続いて議論できたほうがいいのかないかなというように感じました。

(会長)

ありがとうございました。貴重なコメントをいただきましたので、ご検討をよろしくお願いいたします。ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

(会長)

それでは、ご意見が出尽くしたようでございますので、本審議会条例第5条第3項に基づきまして採決をいたします。

本第267号議案「東京都市計画公園の変更について(神谷公園)」(北区決定)でございます。

本件につきまして、賛成という方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(会長)

はい。全員挙手をいただきましたので、本件は原案のとおり区長に答申するということといたします。

本日の諮問事項は以上となります。何か関連、あるいは何か委員の皆様からご発言はございますか。よろしいですか。

(なし)

7. 閉 会

(会長)

では、皆様のご協力によりまして、本日の議事は終了でございますので、マイクを事務局にお返しします。

(都市計画課長)

では、事務局よりこの場をおかりしまして、口頭になりますが、若干ご報告いたします。前回の審議会におきましてご報告をさせていただきました都市計画のマスタープランの改定の作業状況でございます。去る12月6日に第3回の専門部会を開かせていただきました。現在、専門部会におきましては、分野別の方針の議論をいただきました。この後、地区別の方針のご議論をいただき、素案としてのまとめを行いたいと考えてございます。

次回専門部会は2月18日に開催いたしまして、そこで改定の素案について固めていきたいというように考えてございます。改定の素案につきましては、年度末の本審議会におきましてご提案できればというように考えてございます。

また、東京都におきましても、都市づくりのグランドデザインを策定されまして、それを受けて各種計画、指針、方針等を見直し動きが進められてございます。そういったものとの関連性にも十分留意しながら、今後とも都市計画のマスタープランの改定作業を進めていきたいと考えてございますので、またそういったご報告、ご意見等を頂戴する場がございますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。以上です。

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれましては、師走のお忙しい中、熱心なご審議いただきまして、ありがとうございます。本日はこれをもちまして閉会とさせていただきたいと存じます。来年もよろしくお願いいたします。